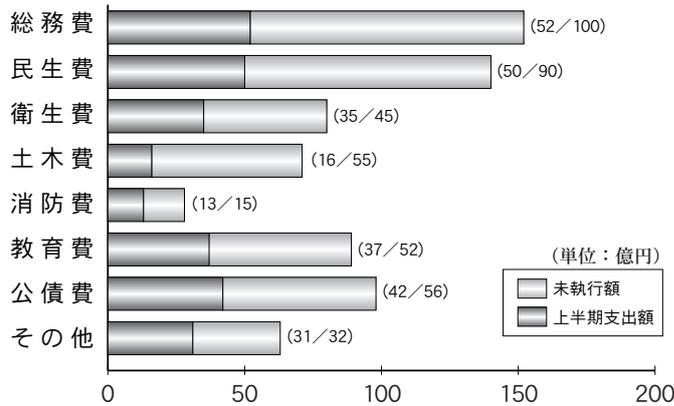


石巻市の財政状況報告

これは、平成16年度決算(旧1市6町)と平成17年度に市の財政がどのように運営されるのか、市民の皆さんに広く知っていただくために公表するものです。

一般会計歳出

予算現額 722億6,174万円
 上半期支出総額 275億1,779万円



(単位：万円)

区分	予算現額	支出済額
議会費	35,738	15,871
総務費	1,521,499	519,777
民生費	1,400,384	500,120
衛生費	796,729	348,653
労働費	14,805	9,872
農林水産業費	297,238	72,339
商工費	160,119	106,809

区分	予算現額	支出済額
土木費	716,847	156,931
消防費	286,439	133,338
教育費	888,684	367,274
災害復旧費	84,574	67,571
公債費	983,288	418,471
諸支出金	34,830	34,753
予備費	5,000	0
合計	7,226,174	2,751,779

※表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない個所があります。

市有財産

土地	37,413,390 m ²
建物	740,074 m ²
基金	92億6,778万円
有価証券	5億2,512万円
出資金	29億385万円

市債

一般会計	727億9,967万円
特別会計	580億5,498万円

一時借入金

20億円

図 財政課 ☎95-1111 (内線226)

(平成17年9月30日現在)

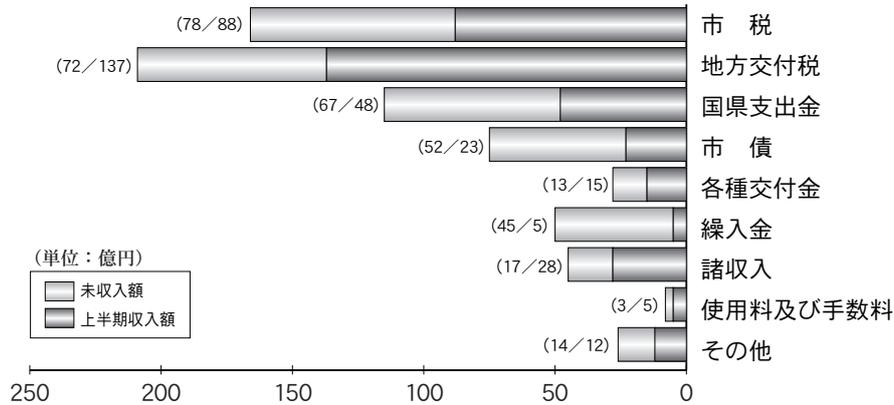
財政用語解説

歳入

- 市税 皆さんから市に納められるお金です。市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税などがあります。
- 地方譲与税 国税として徴収した税金を、市町村の道路の延長および面積を基礎にして譲与されるものです。
- 利子割交付金 県に納入される利子割額に相当する額を市町村の個人県民税額を基礎に案分して交付されるものです。
- 配当割交付金 株式などの配当に課する県民税を、市町村の個人県民税額を基礎に案分して交付されるものです。
- 株式等譲渡所得割交付金 株式などの譲渡所得金額に課する県民税を、市町村の個人県民税額を基礎に案分して交付されるものです。
- 地方消費税交付金 県が課する地方消費税で、市町村の人口及び従業員数を基礎に案分して、交付されるものです。
- 自動車取得税交付金 県税として徴収される自動車取得税を市町村の道路の延長および面積を基礎に案分して交付されるものです。
- 地方特例交付金 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために地方税の代替的性格の財源として減収見込額の3/4相当額から、市町村たばこ税の増収見込額を差し引いた額が交付されるものです。
- 地方交付税 国税として徴収した所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定の割合の額を、地方公共団体が等しく住民サービスを遂行できるよう、一定の基準により交付されるものです。
- 交通安全対策特別交付金 交通反則金の収入相当額などから郵便手数料相当額などを差し引き、交付されるもので、市道のカーブミラーなどの交通安全施設費に充てられます。
- 分担金及び負担金 事業に必要な経費を、その事業の受益者から徴収するもので、老人福祉施設費用負担金などがあります。
- 使用料及び手数料 使用料は、公の施設を使用した場合に徴収するもので、市営住宅使用料や総合体育館使用料などがあります。
- 手数料は、市の事務で、特定の者のために提供する公の公務に対し、その費用を償うため、または報償として徴収するもので、ごみ処理手数料、住民票手数料などがあります。
- 国庫支出金 国が、国家的見地から公益性のあると認められた特定の事務事業などに対して、その事業の実施にあたり、国から交付されるものです。
- 県支出金 県が、県として公益性のあると認めた特定の

予算現額 722億6,174万円
 上半期収入総額 340億8,517万円

一般会計歳入



(単位: 万円)

区分	予算現額	収入済額
市税	1,663,847	881,786
地方譲与税	187,836	87,175
利子割交付金	5,500	3,480
配当割交付金	2,200	728
株式等譲渡所得割交付	800	4
地方消費税交付金	173,000	88,117
ゴルフ場利用税交付金	270	91
自動車取得税交付金	45,400	12,736
地方特例交付金	47,010	47,010
地方交付税	2,095,676	1,370,606

区分	予算現額	収入済額
交通安全対策特別交付	3,400	2,276
分担金及び負担金	49,298	23,981
使用料及び手数料	81,540	45,209
国庫支出金	641,271	293,505
県支出金	507,933	186,168
財産収入	17,251	11,020
寄附金	0.1	140
繰入金	503,664	50,000
諸収入	453,618	281,245
市債	746,660	23,240
合計	7,226,174	3,408,517

(単位: 千円)

特別会計

区分	予算現額	収入済額	支出済額
土地取得	68,679	4	5,179
水産物	60,924	16,363	22,935
下水道	860,490	63,982	291,699
漁業集落排水	2,158	2,005	739
駐車場	3,601	1,224	1,577
国民健康保険	1,862,819	824,020	815,396
老人保健	1,783,856	813,980	804,853

区分	予算現額	収入済額	支出済額
介護保険事業	911,127	394,512	373,252
診療所	79,018	19,301	35,297
ホエールランド	8,094	2,073	3,525
国民宿舎	7,550	2,294	3,290
旅客定期航路	10,247	1,439	3,789
農業集落排水	94,985	4,628	15,494
浄化槽整備	9,214	2,519	1,911
合計	5,762,762	2,148,344	2,378,936

事務事業などに対して、その事業の実施にあたり、県から交付されるものです。

■財産収入 市が有する財産（土地、建物、基金など）を貸付け、売り払いなどによって生ずる収入です。

■寄附金 一定の事業の経費に充てるため、市民の方などから金銭を受けるものです。

■繰入金 基金（貯金）の取り崩しや、特別会計から一般会計へ繰り入れるものです。

■繰越金 前年度から今年度に持ち越したお金のことです。

■諸収入 他の収入科目に含まれない収入のことです。

■市債 大きな事業を行うために、国や金融機関から借り入れるものです。

歳出

■議会費 議員報酬、市議会会議録作成の費用など市議会の運営に使うものです。

■総務費 市役所の一般的な事務経費で、まちづくり、課税徴収、住民窓口、選挙、統計などがあります。

■民生費 高齢者、身体障害者、保育所などの福祉全般の事業に使うものです。

■衛生費 健康診断、予防接種、ごみ回収など、安全で衛生的な生活に使うものです。

■労働費 失業対策事業費や労働教育費などの労働全般の事業に使うものです。

■農林水産業費 農業振興、農道整備など農業活性化に使うものです。

■商工費 商工業の振興、観光事業の発展などに使うものです。

■土木費 道路、河川、公園整備、市営住宅管理などに使うものです。

■消防費 消防活動、消火栓設置など消防施設の整備などに使うものです。

■教育費 学校教育や、図書館、公民館などの社会教育などに使うものです。

▼災害復旧費 大雨や台風、地震などによる農林災害・土木災害復旧事業などに使うものです。

▼公債費 市債の返済のために使うものです。

▼予備費 年度途中の不測の事態により予算の過不足が生じた場合に使うものです。

■一般会計 一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計のことをいいます。

■特別会計 特別会計とは、公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置する会計のことをいいます。